

TMI 総合法律事務所

中国最新法令情報

- 2024 年 11 月号 -

皆様には、日頃より弊事務所へのご厚情を賜り誠にありがとうございます。

お客様の中国ビジネスのご参考までに、「中国最新法令情報」をお届けします。記事の内容やテーマについてご要望やご質問がございましたら、ご遠慮なく弊事務所へご連絡下さい。

— 目次 —

I. 最新法令情報（2024 年 10 月中旬～2024 年 11 月中旬）

- 外国投資者の中国上場企業への戦略投資に関する管理弁法
- 商標権侵害案件違法経営額計算弁法
- 「全国祝祭日及び記念日休暇弁法」改正に関する決定

II. 今月の中国関連ブログ記事

- 【商標】不使用取消請求の審査に関する新動向
- 両用品目輸出管理条例及び両用品目輸出管理リスト

III. 中国法務の現場より

- 中国「双十一」セールにおける 3 つの変化

IV. バックナンバー

- ◆ 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、個別の案件に適用可能な具体的な法的アドバイスを含まものではありません。
- ◆ ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、本ニュースレター末尾記載の連絡先までご連絡をいただきますようお願い致します。

I. 最新法令情報（2024 年 10 月中旬～2024 年 11 月中旬）

◆ 外国投資者の中国上場企業への戦略投資に関する管理弁法¹

中国商務部等 6 部門令 2024 年 11 月 1 日公布

1. はじめに

2024 年 11 月 1 日、中国商務部等は共同で「外国投資者の中国上場企業への戦略投資に関する管理弁法」（以下「**新戦略投資弁法**」という。）を公布し、同弁法は 2024 年 12 月 2 日より施行されることとなった。

2005 年に公布された「外国投資者の中国上場企業への戦略投資に関する管理弁法」（以下「**旧戦略投資弁法**」という。）は、約 20 年間にわたり、外国投資者による中国 A 株上場会社への投資（以下「**戦略投資**」という。）を承認制で管理する主要な規則として機能してきた。しかし、2019 年に新たな「外商投資法」が施行され、「外商投資参入ネガティブリスト」に該当しない分野については、内外資一体化の原則に基づく管理が実施されるようになり、外商投資に対する情報報告制度が承認制度に取って代わった。また、中国 A 株の発行制度は 2023 年に登録制へと移行しており、旧戦略投資弁法に基づく承認制度は実務上の運用が困難になっていた。さらに、旧戦略投資弁法における外国投資者への多くの制約は外資誘致にとって不利であったため、新戦略投資弁法の公布が必要とされた。

本新戦略投資弁法は、外国投資者による戦略投資のハードルを下げ、市場化された監督メカニズムを手続に導入するとともに、情報報告制度を基礎としつつ、最低限かつ効果的な監督目的を達成するために特別な手続を取り入れている。本稿では、これらの新たな改正を重点的に紹介する。

2. 改正要点とコメント

(1) 外国投資者による戦略投資のハードルを下げる措置

新戦略投資弁法では、以下のような方法で外国投資者による戦略投資のハードルを下げ、投資者の範囲を拡大し、新三板（全国中小企業株式転讓システム）に対する準用を明確化するとともに、柔軟な投資方式を追加している。

ア 外国投資者の範囲拡大

旧戦略投資弁法と異なり、新戦略投資弁法は自然人を戦略投資主体として認めている。同弁法における外国投資者には、外国籍の自然人、企業又はその他の組織が含まれる²。また、香港特別行政区、マカオ特別行政区、台湾地域の投資者、および海外に定住する中国国民が上場会社に戦略投資を行う場合にも、新戦略投資弁法が準用される³。この改正により、外国投資者が中国 A 株上場会社に投資する主体範囲が大幅に拡大された。

イ 外国投資者の資産要件の緩和

¹ 「外国投資者对上市公司战略投资管理办法」

² 新戦略投資弁法第 3 条

³ 新戦略投資弁法第 35 条

旧戦略投資弁法では、外国投資者に高い資産要件を課していたが、新戦略投資弁法ではその要件が大幅に緩和された。新弁法によれば、外国投資者は実有資産総額 5000 万米ドル以上又は管理資産総額 3 億米ドル以上を有していればよい⁴。なお、外国投資者が上場会社の支配株主となる場合には、旧戦略投資弁法と同様の基準、すなわち実有資産総額 1 億米ドル以上又は管理資産総額 5 億米ドル以上を満たす必要がある。この緩和により、戦略投資者の主体範囲がさらに拡大されることが期待される。

ウ 新三板への準用の明確化

旧戦略投資弁法では新三板への外資戦略投資に関する規定がなく、実務上でもあまり見られなかった。一方、新戦略投資弁法では、新三板への外資戦略投資に同弁法が準用されることが明確に規定されており⁵、外資による新三板企業への投資を促進する内容となっている。

エ 略投資方式として公開買付けを追加

旧戦略投資弁法では戦略投資方式を第三者割当増資と協議譲渡に限定していたが、新戦略投資弁法では公開買付けを新たな投資方式として追加している⁶。外国投資者は、上場会社の発行済株式の 5%以上を取得する予定である場合、公開買付けを利用できる。

オ 戦略投資株式のロックアップ期間短縮

新戦略投資弁法では、外国投資者が取得した戦略投資株式のロックアップ期間を旧弁法の 3 年から 12 カ月に短縮した。ただし、他の関連法規がより長い期間を要求している場合には、そちらを遵守する必要がある⁷。ロックアップ期間の短縮により、外国投資者の資金の回転効率が向上し、より柔軟な投資と撤退が可能となる。

カ 投資比率要件の緩和

旧戦略投資弁法では、外国投資者が最初の投資完了後に取得する株式比率を発行済株式の 10%以上と定めていたが、新戦略投資弁法では、協議譲渡や公開買付け方式で戦略投資を行う場合、取得株式比率が 5%以上であればよいとされている⁸。この改正により、投資のハードルが大幅に下がり、間接的に外国投資者の範囲が拡大された。

キ 戦略投資における株式交換取引方式の明確化

新戦略投資弁法では、外国投資者が保有する海外企業の株式やその増資分を対価として上場会社に戦略投資を行うことを明確に認め、これに関する条件を規定している⁹。この改正は、外国投資者が現金や株式など多様な手段を用いて戦略投資を行うことを促進するとともに、国内上場会社がクロスボーダー株式交換を通じて海外資産を取得することを容易にする目的がある¹⁰。

新戦略投資弁法のこれらの改正により、中国 A 株市場への外国投資の環境が一層改善され、より多様で柔軟な投資の実現が期待される。

⁴ 新戦略投資弁法第 6 条第 1 項第 2 号

⁵ 新戦略投資弁法第 34 条

⁶ 新戦略投資弁法第 15 条

⁷ 新戦略投資弁法第 10 条第 1 項、第 3 項

⁸ 新戦略投資弁法第 14 条、第 15 条

⁹ 新戦略投資弁法第 7 条

¹⁰ 「外国投資者の中国上場企業への戦略投資に関する管理弁法」に関する記者会見での質疑応答

(2) 外国投資者による戦略投資の手続き簡略化

前述の外国投資者の投資ハードルの引き下げに加え、新戦略投資弁法は、実務的な観点からも外国投資者による戦略的投資の手続を大幅に簡略化している。その主な改正点は以下のとおりである。

ア 外資戦略投資の事前承認の廃止

新戦略投資弁法では、旧戦略投資弁法で規定されていた外資戦略投資の事前承認制度を廃止した。これに代わり、外国投資者も国内投資者と同様に、証券法等の関連法規に基づき情報開示およびその他の法定義務を履行することが明確に求められている¹¹。さらに、取引の種類に応じて主管当局に投資情報を報告する必要がある、主管当局にはこれらの義務履行状況を監督し、違反があれば罰則を適用する権限が付与されている¹²。

イ 仲介機関の責任強化

事前承認制度の廃止に伴い、投資者自身の情報開示義務を明確化する一方で、仲介機関の責任も強化された。具体的には、財務アドバイザー、スポンサー、又は法律事務所が、戦略的投資が関連法規に適合しているかどうかについてデューデリジェンスを行い、国家安全への影響や準入ネガティブリストへの該当性などを専門的に判断し、これを開示する義務を負うことが規定された¹³。

ウ 外資の安全審査および企業結合審査の明確化

新戦略投資弁法では、外国投資者の戦略投資が企業結合に該当し、申告基準に達する場合、事前申告が必要であることが明確に規定されている¹⁴。また、国家安全に影響を与える可能性がある場合には、関連規定に基づき安全審査を受ける必要がある¹⁵。

3. 将来的な影響

新戦略投資弁法は、投資ハードルを引き下げるとともに手続を簡略化しており、これにより外国投資者の中国市場への投資意欲が高まることが期待される。外資の流入促進を通じて市場の流動性が向上し、取引量の増加が見込まれるだけでなく、透明性と効率性の高い投資環境の整備にも寄与するのである。

◆ 商標権侵害案件違法経営額計算弁法¹⁶

中国国家知識産権局 国家市場監督管理総局 2024 年 10 月 30 日公布

¹¹ 新戦略投資弁法第 16 条

¹² 新戦略投資弁法第 30 条

¹³ 新戦略投資弁法第 8 条、第 9 条

¹⁴ 新戦略投資弁法第 22 条

¹⁵ 新戦略投資弁法第 26 条

¹⁶ 「商標侵權案件違法經營額計算辦法」

1. はじめに

従来、中国の商標法では、商標侵害に対する罰金の基準として違法経営額を基に罰金幅を設定することが規定されていたが¹⁷、違法経営額の算定方法について具体的な規定がなく、地方の執行機関や司法機関において認定基準の一貫性が欠如していた。そのため、国家知的財産局および国家市場監督管理総局は2024年10月30日付で「商標侵害案件違法経営額計算弁法」（以下「**本計算弁法**」という。）を公布した。本計算弁法では、商標侵害案件における違法経営額の算定ルールを明確化・細分化しており、公布日より施行される。本計算弁法は全19条で構成されており、主な内容は以下のとおりである。

2. 適用範囲

本弁法は、商標行政執法部門が商標侵害事件の処理において、当事者の行為が商標侵害に当たると判断した場合に適用される¹⁸。

3. 違法経営額計算方法に関する具体的規定

(1) 違法経営額の定義¹⁹

本計算弁法では、違法経営額を商標権侵害に係る侵害商品の総価値又は侵害による総経営収入と定義している。注意すべき点として、商標侵害における違法経営額は、行政法分野での「違法所得」とは異なる概念である。行政法分野での「違法所得」は通常、違法な活動により得られた「総利益」（すなわち、違法経営の総収入から合理的支出を差し引いた額）を指す²⁰。一方、商標侵害分野における違法経営額は、侵害商品の総価値又は総経営収入のみに基づいて計算され、経営支出は考慮されない。

(2) 違法経営額の一般的な計算基準

本計算弁法では、異なる販売状況における侵害商品の価値を計算するための具体的な基準を規定している。

ア 販売状況に応じた価値の計算基準²¹

- **既に販売された商品**
既に販売された侵害商品の価値は、実際の販売価格に基づいて計算する。
- **未販売商品の価値計算の適用順序**
未販売商品の場合は、まず「確認された侵害商品の実際の平均販売価格」に基づいて計算する。侵害商品の実際の平均販売価格が確認できない場合に限り、「侵害商品の表示価格」に基づいて計算することができる。実務上、商品表示価格と実際販売価格は一致しないことが多いため、実際販売価格を優先する方が合理的である。
- **侵害商標を付していない完成品**
既に製造されたが、侵害商標を付していない商品についても、他者の登録商標専用権を侵害する可能性が確実かつ十分な証拠により立証される場合、その商品の価値は違法経営額として計算される。この規定は従来の規制上の抜け穴を補完し、商標侵害行為に対する規制をさ

¹⁷ 商標法第51条、第52条

¹⁸ 本計算弁法第2条

¹⁹ 本計算弁法第4条

²⁰ 工商行政管理機関による行政処罰案件違法所得認定弁法（工商行政管理机关行政处罚案件违法所得认定办法）第2条

²¹ 本計算弁法第5条

らに強化するものである。

イ 補足基準としての市場中間価格²²

実際販売価格が確認できない、又は侵害商品の表示価格がない場合は、侵害商品の「市場中間価格」を基準として計算する。この場合、「侵害発生期間」の「中間価格」を採用する必要がある、この中間価格は、侵害商品の被害者が公表した同種製品の参考小売価格に基づいて確定する。さらに、参考小売価格が公表されていない場合の価格基準についても詳細に規定しており、それでも市場中間価格を確定できない場合は、価格認定機関が認定を行うことを可能としている。この条項は、侵害商品の価格を確定するための包括的な手段を提供し、実務的な適用可能性が高い解決策となっている。

(3) その他の特殊な状況における計算基準²³

本計算弁法は、実務上よく見られる特殊な状況、特に加工委託や無料提供の形で他者の商標を侵害する場合に関する明確な計算基準も定めている。

ア 加工委託の場合²⁴

加工委託活動で侵害商標を使用した場合、侵害商品の実際の販売価格に基づいて違法経営額を計算する。侵害商品が個別に値付けされていない場合は、加工委託活動における価値割合に基づいて計算し、価値割合を区別できない場合は、侵害された商品の市場中間価格を基準とする。

イ 無料提供の場合²⁵

無料で提供された商品が他者の商標権を侵害する場合、無料提供品の実際の購入価格又は製造コストに基づいて違法経営額を計算する。購入価格や製造コストを確定できない場合や、非標準商品である場合は、表示価格又は市場中間価格を基準とする。

また、本計算弁法は、実務上発生する改造商品の商標侵害²⁶、他者の登録商標を偽造若しくは無断で製造する又は偽造若しくは無断で製造した登録商標の標章を販売する行為²⁷、他者の商標侵害行為を助長する行為²⁸、商品の賃貸により商標権を侵害する行為²⁹、広告で商標権を侵害する行為³⁰についても具体的な規定を設けている。これらの規定により、本計算弁法は商標侵害案件における違法経営額を計算するための包括的な指針となる。

²² 本計算弁法第7-14条

²³ 本計算弁法第5条

²⁴ 本計算弁法第7条

²⁵ 本計算弁法第8条

²⁶ 本計算弁法第9条

²⁷ 本計算弁法第10条、商標法第57条第4項

²⁸ 本計算弁法第11条

²⁹ 本計算弁法第12条

³⁰ 本計算弁法第13条

4. 行刑連携と反向移送³¹

「行刑反向連携」とは、検察院が不起訴とした案件で、被不起訴者に行政処分を科すべき場合、検察院が相応の管轄権を有する行政機関に移送して処理する仕組みを指す³²。ただし、公安機関が知的財産権に関する刑事案件を処理する際にに基づく司法解釈³³と本計算弁法の間には一定の違いがある。このため、本計算弁法では連携に関する規定を追加し、行政機関が処罰範囲を確定する際に本弁法を適用することを認めている。

5. 小括

本計算弁法は行政機関における明確な執行基準を提供するものであり、実務上の適用可能性が高い。また、司法実務において商標侵害案件における侵害商品の価値計算基準が統一されていない現状を考えると³⁴、本計算弁法は行政機関の執行指針にとどまらず、司法実務においても商標侵害案件における侵害商品の価値評価の参考基準となる可能性がある。

◆「全国祝祭日及び記念日休暇弁法」改正に関する決定³⁵

中国国務院 2024 年 11 月 12 日公布

1. はじめに

2024 年 11 月 12 日、国務院は「全国祝祭日及び記念日休暇弁法」改正に関する決定（以下「**本休暇弁法**」という。）を公布し、2025 年 1 月 1 日から施行される。

2. 要点とコメント

本休暇弁法により、国民全体の祝祭日が 2 日増加し、年間の法定休日数が 11 日から 13 日に増加する。これにより、労働法の観点から以下の影響が予想される。

(1) 平均勤務日数は 20.83 日から 20.67 日に

本休暇弁法により、法定休暇日数が 2 日増加することに伴い、月平均勤務日数が 20.83 日から 20.67 日へと減少することとなる。

従業員の年間法定標準勤務時間は「年勤務日数 = 365 日 - 104 日（休日） - 法定祝祭日数」で算出される³⁶。月勤務日数は「年勤務日数 ÷ 12 月」で計算される。新たに 2 日の法定祝祭日が加わるため、年の標準勤務日数は 250 日から 248 日（365 日 - 104 日 - 13 日）に減少し、月の標準勤務日数も現在の 20.83 日から 20.67 日（248 日 ÷ 12 月）へと減少することとなる。

ただし、月平均勤務日数は減少するものの、月給計算においては変更がない点に留意が必要であ

³¹ 本計算弁法第 17 条

³² 最高人民法院の「行政法執行と刑事司法の接点の促進に関する規定」（最高人民法院關於推進行政執法與刑事司法銜接工作的規定）第 8 条

³³ 最高人民法院、最高人民検察院による知的財産権刑事事件の処理における具体的な法律応用若干問題に関する解釈（最高人民法院 最高人民検察院關於辦理侵犯知識產權刑事事件 具體應用法律若干問題的解釋）

³⁴ 例えば、(2023) 沪 0105 民初 24882 号、(2023) 鲁 1723 民初 4774 号、(2024) 辽 07 民終 1519 号、(2016) 粵 03 刑終 684 号の判決を参照されたい。

³⁵ 「关于修改〈全国年节及纪念日放假办法〉的决定」

³⁶ 従業員の年間月平均労働時間および賃金換算問題に関する通知（关于职工全年月平均工作时间和工资折算问题的通知）

る。労働法により、法定祝祭日は有給休暇とされ、使用者はその給与を支払う義務がある³⁷。新たに加わった2日の祝祭日も有給休暇として扱われるため、労働者の給与が減少することはない。

（２）総合労働時間制における残業代コストの増加

総合労働時間制は、仕事の性質により、連続的な作業や季節的・自然的条件に影響される業務に従事する一部の従業員に対し、週、月、季節、年などの期間を通じて労働時間を総合的に計算する制度である。総合労働時間制では、平均的な日・週の労働時間は法定標準労働時間とほぼ同じである必要がある³⁸。

本休暇弁法施行後、法定標準労働時間の減少により、総合労働時間制において残業代が発生する基準となる総法定標準労働時間も減少する。これにより、総合労働時間制従業員の残業時間の計算に直接的な影響を及ぼし、総合期間内で実際に働いた時間が総法定標準労働時間を超える場合、延長勤務時間として扱われ、雇用者はその時間に対して最低でも150%の通常賃金を支払う必要があるため³⁹、残業代のコストが増加する可能性がある。

執筆担当：範 婷婷

³⁷ 労働法第51条

³⁸ 国务院の従業員の労働時間に関する規定に対する質疑応答に関する労働部通知（劳动部关于印发《国务院关于职工工作时间的规定》问题解答》的通知）

³⁹ 賃金支払暫定規定（工资支付暂行规定）第13条

II. 今月の中国関連ブログ記事

2024年11月にTMI総合法律事務所ウェブサイト上でブログ掲載した、中国関連の記事をご紹介します。タイトルをクリックしていただきますと、ブラウザにて該当記事を読むことができますので、本ニュースレターと合わせて、ご参考にしていただけますと幸いです。

【商標】不使用取消請求の審査に関する新動向	
掲載日	2024年11月1日
概要	中国商標の不使用取消請求の新たな動向、並びに不使用取消の請求に悪意の疑いがあるとして中国国家知識産権局商標局から補正指令が出され、請求棄却がなされた場合に外国企業がどのように対応すべきかを考察しています。
両用品目輸出管理条例及び両用品目輸出管理リスト	
掲載日	2024年11月20日
概要	2024年12月1日より施行された、両用品目輸出管理条例と両用品目輸出管理リストについて解説しています。2020年に施行された輸出管理法の下位法令であり、中国の安全保障輸出管理制度が具体化された非常に重要な法令といえます。

III. 中国法務の現場より

◆ 中国「双十一」セールにおける3つの変化

中国で11月11日は「双十一」と呼ばれ、ネット通販各社が毎年恒例の値引きセールを16年間続けて繰り広げている。その中で、今年は、新たに3つの変化が現れた。

1. 史上最長の「双十一」

従来は11月11日限定だったセールは徐々に期間が延ばされ、2022年からスタートが10月後半に繰り上げられており、今年はさらに前倒しされ、10月14日からセールが始まり、史上最長の「双十一」となった。

公開報道によれば、今年、「天猫」「京東」を始めとするネット通販各社の「双十一」の売上高は累計で1兆4418億元（約30.8兆円相当）に達し、前年比26.6%増となった。この成績は、下図のとおり、昨年度の売上増加率の減少傾向を逆転させた。

「双十一」の対象年度	ネット通販各社による売上高累計	増加率（前年比）
2024年	1兆4418億元（約30.8兆円）	26.60%
2023年	1兆1386億元（約24.3兆円）	2.08%
2022年	1兆1154億元（約23.9兆円）	13.70%

出典：星図数据

統計対象期間：2024年分について10月14日から11月11日まで、2022、2023年分について10月24日から11月11日までを対象期間とする

2. 「ネット最安値」の姿が消えた

今年の「双十一」は、かねてから注目を集めていた「ネット最安値」の姿が消えた。最も代表的な業界の変化は、中国ネット通販大手のアリババが「低価格競争」にこだわらない姿勢を公に示したことである。今年の「双十一」のキックオフにおいては、アリババの副社長は、「過度な価格競争は、商家の利益を圧迫するだけでなく、消費者の品質要求を満たすこともできない。淘天（タオバオと天猫）はもはや低価格競争に固執しない。価格は唯一の要素ではなく、価格、商品の品質、サービスを含む総合的な競争力が重要である」と述べた。

天猫の今年の「双十一」セールの報告によると、取引額が1億元（約21億円相当）を超えたブランド数は、昨年の402社から589社に増加し、前年比46.5%増となり、過去最高を記録した。その中で、Apple、ハイアール、美的、小米、Nike、五粮液など45ブランドが取引額10億元（約210億円相当）を突破した。

これまでの「双十一」は、主に低価格や高コスパを強調してきたが、これらの特徴はすでに中国のネット通販の常態となっているため、今年の「双十一」では「ネット最安値」といったような言葉があまり見られず、その代わりに「品質消費」がキーワードとなってきた。

3. 各プラットフォームが初めて相互連携を実現

これまで、中国のネット通販大手同士は互いに遮断されていたが、今年、支払い方式と物流面で初めて「相互連携」が実現した。

支払い面においては、これまでアリババ系のタオバオや天猫ではアリペイのみ、京東は WeChat ペイのみ利用が可能であったが、今年は双方でアリペイ、WeChat ペイの両方が使えるようになった。

物流面においては、タオバオと天猫は京東物流にアクセスでき、京東もアリババ系の菜鸟物流と協力し始めた。このような物流システム間の連携により、配送効率が大幅に向上すると同時に、配送コストもさらに削減された。

執筆担当： 李 媛

IV. バックナンバー

過去 1 年間の中国最新法令情報のバックナンバーは以下のとおりです。

号数をクリックいただきますとブラウザ上で閲覧ができますので、ご参照ください。

号数	紹介法令/判例	今月の中国関連ブログ記事／連載・コラム
2024 年 10 月号	- ネットワークデータ安全管理条例 - 最高人民法院による＜中華人民共和國民法典＞の不法行為編の適用に関する解釈（一）	- センシティブ個人情報識別ガイドラインとネットワークデータ安全管理条例の公表 - 標準契約条項の届出実務を振り返って
2024 年 9 月号	- 定年退職年齢の段階的引き上げに関する決定 - インターネット広告識別性に関する法執行ガイドライン - 市場監督管理部門によるビジネス環境改善に向けた重点施策（2024 年版）	【重要裁判例シリーズ】12 数値範囲に対する均等論の適用が認められた事例 - 外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2024 年版） - 深セン日本人学校男児刺殺事件に関する中国国内の報道
2024 年 8 月号	- 医薬品分野に関する独占禁止ガイドライン（パブリック・コメント） - 会社登記管理に関する実施弁法（パブリック・コメント）	初の中国製 3A ゲームが登場、中国ゲーム業界に激震
2024 年 7 月号	- 独占民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈 - 会社法適用の時的効力に関する若干規定	- 登録資本登記管理制度の施行に関する国务院の規定 - 競業避止義務と営業秘密保護について
2024 年 6 月号	- サイバーセキュリティ標準実践ガイドラインにおけるセンシティブ個人情報識別ガイドライン（意見募集稿） - 水平型事業者集中審査ガイドライン（意見募集稿）	日中における著作権保護期間の差異
2024 年 5 月号	- 中華人民共和國関税法 - ネットワーク不正競争防止に関する暫定規定	- 最高人民法院が 2023 年 10 大知財事件を公表 - 北京市の住宅購入規制の緩和措置
2024 年 4 月号	- 越境サービス貿易ネガティブリスト（2024 年版）と自由貿易試験区越境サービスネガティブリスト（2024 年版） - 国家外貨管理局による項目外貨業務ガイド（2024 年版）の印刷・公布に関する通知	「大谷翔平」商標の中国での出願における実体審査のポイント - 中国商標ブローカーに対する商標権侵害等を理由とした訴訟について - 使用環境特徴と機能的特徴の認定が争点となった事例
2024 年 3 月号	- 国家秘密保護法（2024 年改正） - 消費者権益保護法実施条例	AI が生成するウルトラマン画像の著作権侵害について生成

号数	紹介法令/判例	今月の中国関連ブログ記事/連載・コラム
		AI サービス提供事業者の責任を認めた中国の裁判例 ・ 実施細則・審査基準改正 (2023.12.21) - 3 コンピュータソフト・AI 関連発明審査基準 ・ 実施細則・審査基準改正 (2023.12.21) - 4 不正出願対策 ・ データの越境流動の促進と規範規定について
<u>2024 年 2 月号</u>	・ 「会社法」登録資本登記管理制度の施行に関する国务院の規定（意見募集稿） ・ 内地と香港特別行政区法院との民商事案件判決の相互承認と執行に関する最高人民法院の手配	・ 事業者集中申告基準について
<u>2024 年 1 月号</u>	・ 会社法（2023 年改正法）	・ 実施細則・審査基準改正 (2023.12.21) - 1 特許期間調整 ・ 実施細則・審査基準改正 (2023.12.21) - 2 遅延審査制度
<u>2023 年 12 月号</u>	・ 最高人民法院による「民法典」契約編通則の適用における若干問題に関する解釈 ・ 最高人民法院による「中華人民共和国涉外民事関係法律適用法」の適用における若干問題に関する解釈（二） ・ 最高人民法院による労働紛争事件の審理における法律適用問題に関する解釈（二）（意見募集稿）	・ 2023 年 11 月 7 日北京市知的財産局主催の国別知的財産セミナーへの登壇について ・ 侵害訴訟中に被疑侵害者が権利無効の抗弁を行った事例 ・ 2023 年 11 月 29 日浙江省知的財産局主催の知財ハイレベル人材育成セミナーへの登壇について ・ AI が生成した画像の著作物性と著作権侵害が初めて認められた中国の裁判例 ・ ネットワークセキュリティインシデント報告管理弁法（意見募集稿）について ・ グレーターベイエリア（内地、香港）個人情報越境流動標準契約実施手引きについて ・ 専利法実施細則改正内容の公表
<u>2023 年 11 月号</u>	・ 未成年者インターネット保護条例 ・ 「ハーグ条約」への加入及び実施開始	・ 中国深セン市での特許セミナー講師

編集・発行

TMI 総合法律事務所

発行日

2024 年 12 月 6 日

TMI 総合法律事務所中国プラクティスグループ

東京オフィス

〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1

六本木ヒルズ森タワー23階

TEL: +81-(0)3-6438-5511

E-mail: chinalaw@tmi.gr.jp



上海オフィス

〒200031 上海市徐匯区淮海中路 1045 号

淮海国際広場 2605 室

TEL: +86-(0)21-5465-2233

E-mail: shanghai@tmi.gr.jp



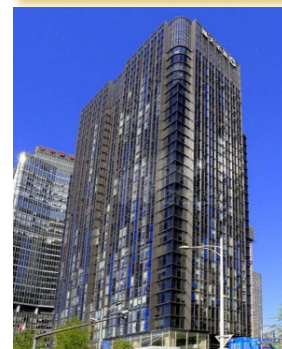
北京オフィス

〒100020 北京市朝陽区東三環中路 9 号

富爾大廈 3204 室

TEL: +86-(0)10-8595-1435

E-mail: beijing@tmi.gr.jp



TMI 総合法律事務所拠点一覧



オフィス

東京/名古屋/大阪/京都/神戸/福岡/上海/北京/ヤンゴン/シンガポール/ホーチミン/ハノイ/プノンペン/バンコク/シリコンバレー/ロンドン/パリ/ジャカルタ/クアラルンプール※

現地デスク

フィリピン/ブラジル/メキシコ/ケニア

※ジャカルタ及びクアラルンプールは現地法律事務所との提携による